

令和7年第2回総会

山武市農業委員会会議録

令和7年2月5日 開会

令和7年2月5日 閉会

令和7年第2回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年2月5日（水）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 令和6年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について
(4) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
(5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
(6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 令和6年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
- 日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和7年2月5日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

◎開会

議長

では、これから令和7年第2回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号16番小川委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。

議事録署名人は、議席番号9番川島委員及び議席番号10番高宮委員を指名いたします。

◎報告

（事務局報告）

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津でございます。

申請番号1について御説明いたします。

売買による所有権移転です。

譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、現在は遠方に住んでおり、土地の管理ができないため、近くに住む譲受人に話をし、今回の申請に至りました。

圃場のほうを確認してまいりましたが、管理はされていまして、地元としては特に問題はございません。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員に求めます。

鈴木委員

議席番号13番鈴木です。

推進委員さんの説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 1 を許可することに御異議のない
方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 2 の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
2 番について説明します。
これは所有権の移転、贈与です。
譲渡人は、ガス、ガソリン等の燃料の販売などをしており、
田の耕作は人をお願いしていたわけですが、昨年その方
より、面積も少ないということで、効率も悪いからということ
で断られてしまいまして、今回、隣地の譲受人に贈与すること
になったようです。
特に問題はないと思います。
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 6 番佐藤委員に求
めます。

佐藤委員 議席番号 6 番佐藤です。よろしくお願いします。
佐瀬推進委員の説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしております。どうぞ、御審議の
ほどよろしくお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 2 を許可することに御異議のない
方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

本件は、贈与による所有権移転です。

譲受人におきましては譲渡人の友人ということ、また譲渡人は、高齢者のため土地を手放したいということで、双方の合意によって今回の申請となりました。

つきまして、譲受人におきましては、購入した後には果樹を植えるということだそうです。

地区及び隣接地としても、全く問題ございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3、雲地です。

議案第1号、申請番号3についてなんですけれども、今、推進委員の堀越さんのほうから御説明があったとおりでありまして、別に問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 4 の説明を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当の椎名です。4 番について御説明いたします。
この件は、贈与による所有権の移転です。
譲渡人と譲受人は兄弟であり、近くでやっているものですから、この話がまとまりまして、あと、譲渡人のほうが高齢のため、この先のことを考えまして、弟に一応贈与ということでこの話が決まりました。
地域としては別に問題ないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号 11 番中山委員に求めます。

中山委員 11 番の中山でございます。
状況につきましては、ただいま椎名委員のほうから話があったとおりで、付け加えることはございません。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 4 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 5 の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員 担当推進委員の鈴木です。

売買による所有権移転でございます。

譲渡人は、ここに書いてあるとおり、東京ということで、管理が大変、譲受人のほうは、私の住んでいる隣町の方で、よく存じ上げている方でございます。しっかりと大きい農家でございます、何の問題もないかと思われます。よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 8 番増田委員に求めます。

増田委員

議席番号 8 番増田です。

ただいまの鈴木推進委員さんの説明のとおりでございます、何ら問題ないと思われます。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議お願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 5 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 6 は、日程第 5、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号 9、営農型太陽光発電の設置のための一時転用に伴う区分地上権の設定に関する案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号 6 は、日程第 5、議案第 2 号の申請番号 9 と併せて審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号6は、日程第5において、議案番号第2号の申請番号9と併せて審議いたします。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。
議案第2号、申請番号1について説明いたします。
こちらの申請は、第2種農地への駐車場拡張を目的とした申請です。
先日、現地を確認してまいりまして、所有者は既に高齢であり、数年前に相続はしたんですけれども、後継者もいなくて管理に困っていたということで、申請地は既存の駐車場用地の隣接地でありまして、駐車場を拡張したいということでの申請に至ったそうです。
周辺農地への影響も特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番小山です。
先日、現地を確認してまいりました。
議案第2号、申請番号1についてですが、内容は先ほど十川推進委員が説明したとおりであります。
本件は第2種農地への駐車場の拡張であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 1 を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号 2 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。
議案第 2 号、申請番号 2 について説明いたします。
こちらは第 2 種農地への専用住宅建設を目的とした申請です。
譲受人は、住宅の建築に当たり土地を探していたものの、条件に合う土地が見つからず義父に相談したところ、義父が所有する住宅の隣接地を使用することになり、選定したところです。
現地を確認してきました。
申請地は第 2 種農地であり、隣接地所有者からも同意を得られているため、地元としても問題ないかと思われます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 2 番小山です。

先日、現地を確認してまいりました。

議案第2号、申請番号2についてであります。内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりであります。

本件は第2種農地への専用住宅の建築であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われれます。

したがって、許可相当と思われれますので、よろしくお願いをいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3及び4は同一事業でございます。

お諮りいたします。

申請番号3及び4を一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号3及び4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第2号、申請番号3番及び4番について説明いたします。

先日、現地を確認してきました。

譲受人は天然ガスの採掘事業者であり、申請地の地下には、

譲受人の保有する天然ガス生産施設からかん水を輸送するパイプラインが埋設されており、送水管の管体調査及び補修工事のため、作業用ヤードを一時的に確保したいとのことで、隣接農地の所有者及び耕作者からは事業計画について同意が得られており、また工事終了後は表土を戻し、速やかに農地に復元するとのことで、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番小山です。
先日、現地を確認してまいりました。
議案第2号、申請番号3及び4についてですが、内容は先ほど齋藤推進委員が説明したとおりです。
本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第1号または第2号に該当するため、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3及び4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号5の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

引き続き、5番について説明いたします。

こちらは第2種農地への駐車場建設。

先日、現地確認してまいりました。

譲受人は、申請番号3、4と同一の法人になります。申請地に隣接する事務所の老朽化に伴い、現在の従業員駐車場に事務所を建設するので、その代替地として申請地に職員駐車場を整備する計画で、地元としても問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番小山です。

先日、現地を確認してまいりました。

議案第2号、申請番号5についてですが、内容は齋藤推進委員が説明したとおりであります。

本件は第2種農地への駐車場の建築であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われますので、よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号6、7及び8は同一事業でございます。

お諮りいたします。

申請番号6、7及び8を一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号 6、7 及び 8 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

引き続き、6 番から 8 番について説明いたします。

今回の申請は、売買による転用を伴う所有権の移転であります。こちらの申請は、第 3 種農地への事務所兼倉庫建設を目的とした申請です。

先日、現地を確認してきました。

事業計画者は市内において葬祭事業を営んでおり、既存施設の老朽化に伴い、市内に同様の施設を建設し、移転を計画していたところ、市の中心地に近く、既存事務所からも離れておらず、交通アクセスにも優れた好立地の今回申請地で話がまとまったため、選定したとのことでした。

近隣農地所有者の同意も得られており、地元としても特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 2 番小山です。

先日、現地を確認してまいりました。

議案第 2 号、申請番号 6 から 8 についてですが、内容はただいま齋藤推進委員が説明したとおりであります。

本件は第 3 種農地への事務所兼倉庫の建築であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6、7及び8を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号9を審議いたします。

本件は、日程第4で決定したとおり、議案第1号、申請番号6と併せて審議いたします。

事務局に概要の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第1号の6と第2号の9について説明いたします。

これは営農型太陽光発電用地です。3条については区分地上権、5条については地上権の設定です。

この案件ですけれども、本来3年の許可が出るところを、耕作状況が悪かったということで、1年ごとの申請となっていた案件で、去年はミョウガの栽培ということで、パネルの下だけは大分改善されましたが、まだ営農計画よりは大分下回っていたと思っています。

今回はサツマイモに切り替えるということなので、今までよりは計画どおりに反収を上げて、きれいに耕作してもらえたらと思っています。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 2 番小山です。

先日、現地を確認してまいりました。

議案第 2 号、申請番号 9 についてですが、内容はただいま佐瀬推進委員が説明したとおりであります。

本件は一時的な利用であることから、農地法第 5 条第 2 項ただし書き及び農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

議案第 1 号、3 条許可申請の申請番号 6、区分地上権の設定については、本件の太陽光発電設備のための一時転用に伴い設定する案件でございます。

お諮りいたします。

本件並びに議案第 1 号、3 条許可申請の申請番号 6、区分地上権を併せて採決し、それぞれ同じ日付で許可することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すこととし、議案第 1 号、3 条許可申請の申請番号 6、区分地上権については、本議案である議案第 2 号の申請番号 9 と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 2 号の申請番号 9 は許可相当として意見を付すこととし、議案第 1 号、申請番号 6 は、議案第 2 号、申請番号 9 と同じ日付で許可することに決定いたしました。

◎議案第 3 号

議長

日程第 6、議案第 3 号、令和 6 年度第 11 次農用地利用集積

計画（案）の決定についてを議題といたします。

利用権設定等個人別明細の番号１は、議席番号４番小川委員、番号６は、議席番号１２番今関委員、番号１４は、議席番号５番廣口委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第３１条において、議事参与の制限が規定されております。これらのことから、審議の方法についてお諮りいたします。

利用権設定等個人別明細の番号１、６及び１４を除く番号２から５まで及び７から１３までを一括して審議し、その後、番号１、番号６、番号１４の順に審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

議長

御異議なしと認めます。

この議案は、利用権設定等個人別明細の番号２から５まで及び７から１３までを一括審議とし、その後、利用権設定等個人別明細の番号１、６及び１４を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

まず、利用権設定等個人別明細の番号２から５及び７から１３を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、利用権設定等個人別明細の申請番号１を審議いたします。小川委員の退室を求めます。

（小川委員 退室）

議長 利用権設定等個人別明細の申請番号 1 を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

小川委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(小川委員 入室)

議長 利用権設定等個人別明細の申請番号 6 を審議いたします。今関委員の退室を求めます。

(今関委員 退室)

議長 利用権設定等個人別明細の番号 6 を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

今関委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(今関委員 入室)

議長 続きまして、利用権設定等個人別明細の申請番号 14 を審議いたします。廣口委員の退室を求めます。

(廣口委員 退室)

議長 利用権設定等個人別明細の番号 14 を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

廣口委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(廣口委員 入室)

◎議案第４号

議長 日程第７、議案第４号、農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第４号は原案のとおり決定すべきものと意見を付することで御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第５号

議長 日程第８、議案第５号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。
1番について説明いたします。
更新です。
本人と奥さんの2人で、イチゴと水稻の複合経営を行っております。
環境モニタリング装置の活用で、よりきめ細かな環境管理を行っていききたいとのことです。よろしくお願いします。

議長

番号2の報告を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。
ナンバー2について説明させていただきます。
更新です。
施設野菜にて、本人と妻でメロン、トマトを栽培しています。
抑制トマトには問題を抱えていますが、頑張って育成していきたいと思っておりますとのことです。
また、地元JA園芸部の部会長としても地域を盛り上げていっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

番号3の報告を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。
番号3について御説明申し上げます。
新規です。
本人、妻、姉、息子の4名で水稻とネギを作付して、経営を行っております。
畑の水はけが悪いため、プラソイラや緑肥を導入して土壌改良に努めて、経営の安定を図るそうです。よろしくお願いします。

議長

番号4の報告を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

番号4番について説明します。

酪農と水稻による複合経営で更新になります。

搾乳キャリロボの導入により省力化を図ることと、本認定制度を利用し、軽微で長期的な資金調達により、機械、施設の更新を図っていききたいとのことでした。

地区内でもどんどん酪農家が減っていく中で、申請者本人もまだまだ若手ですし、さらに息子さんも就農されて、後継者もできたということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第5号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員

担当推進委員の高橋です。

今後、認定申請の計画は、昨年の9月に1度、畑を1町歩借りてニンジンを作りたいと、そういう話が出てきて、新規就農

者でニンジン1町歩というのはかなり問題があるじゃないか。そのときいろいろ農地を探したんだけど、なかなか農地がありませんでした。

その後、10月に事務局と会長と関係する地区の農業委員・推進委員で話し合いをして、いろいろ検討した結果、砂地の農地を5反歩ばかり貸借の話がまとまりました。そこに大根、カブ、砂地に合う野菜を作ってやりたいという話なんです。

この方は、大学院を卒業後就職した健康食品会社を退職し、現在、市内の農園で研修をしております。

雪国育ちで、かなり頑張り屋ですので、農家のほうも大丈夫だと思います。ひとつよろしくお願いします。

議長

今、大変分かりやすい説明がありました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第6号は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。

◎閉 会

議長

以上で、本日本日予定しておりました議案審議は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。